

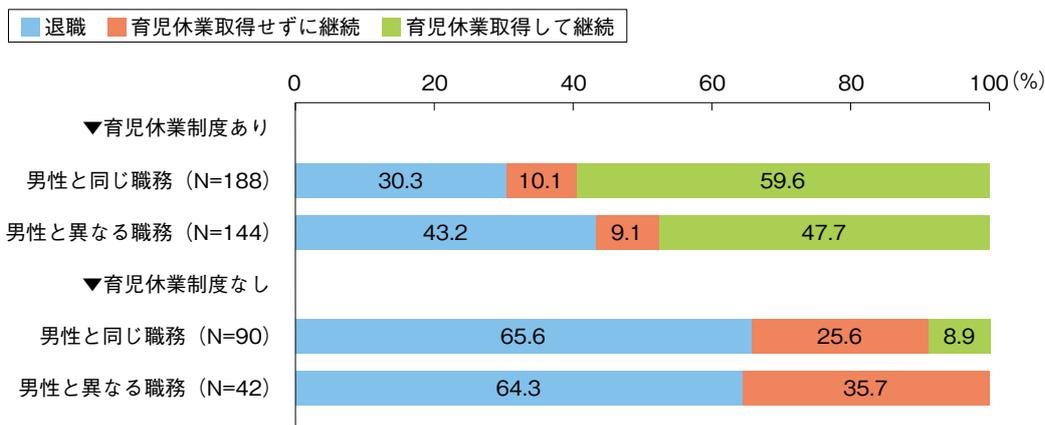
4. 女性の就業継続と職場における能力発揮との関係

女性の継続就業のためには、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備のほか、女性が活躍できる職

場環境の重要性も指摘されています。

職務の内容について、育児休業制度がある場合の退職率を見ると、男性正社員と同じ職務を担う女性正社員の退職率は30.3%となっており、男性と異なる職務を担う女性正社員の退職率（43.2%）より低くなっています（図表3-4-27）。

【図表3-4-27 第1子妊娠・出産期の退職率と育児休業取得割合
—職務の男性との異同別・育児休業制度の有無別—（妊娠時正規雇用）】



(備考)

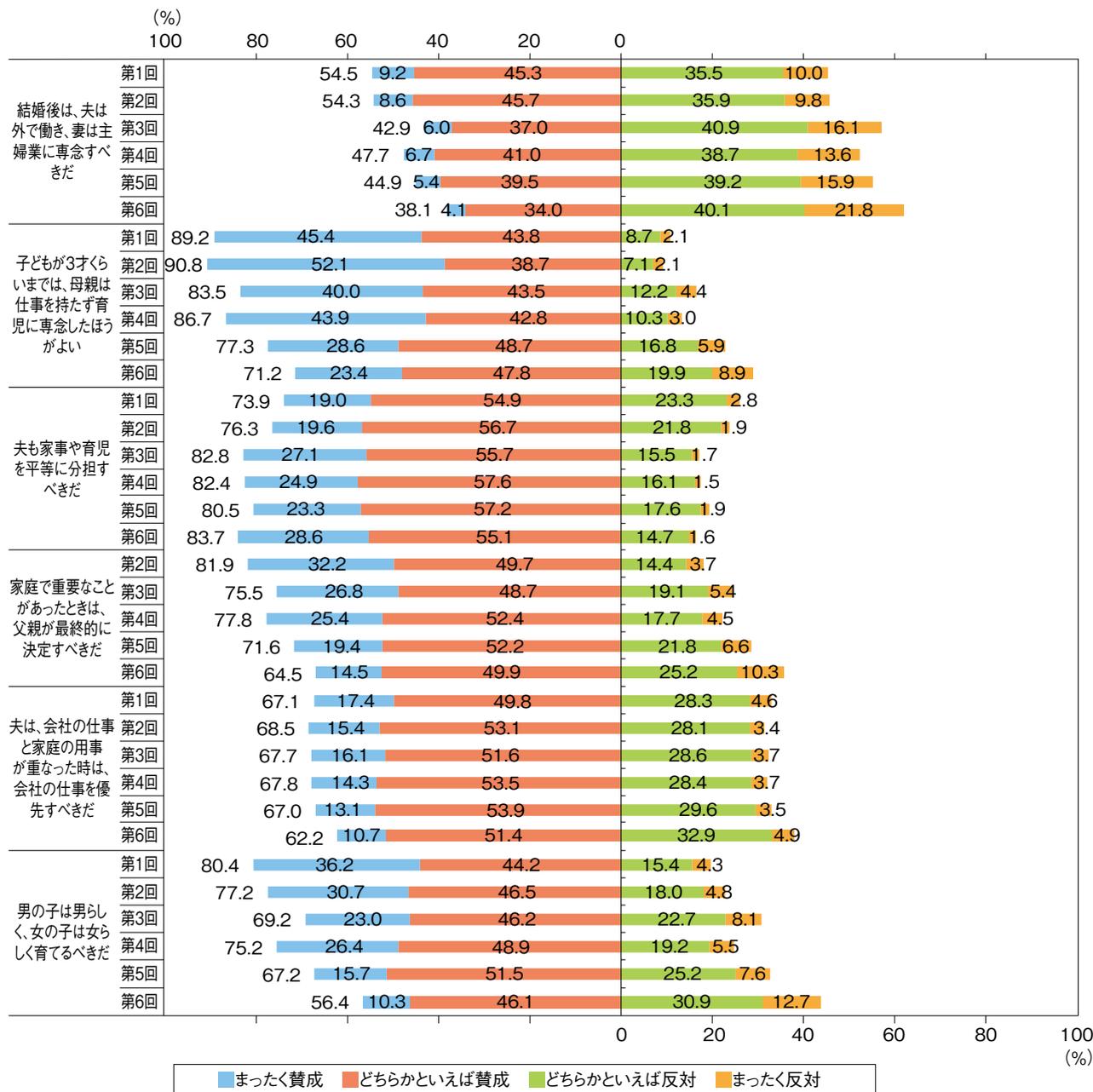
独立行政法人労働政策研究・研修機構「出産・育児期の就業継続—2005年以降の動向に着目して—」
(労働政策研究報告書 No.136 2011年) より作成。

5. 配偶者との関係や両親から受ける影響等

性別役割分担に関する女性の考え方の変化をみると、「結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ」、「子どもが3才くらいまでは、母親は仕

事を持たず育児に専念した方がよい]、「家庭で重要なことがあったときは、父親が最終的に決定すべきだ」、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきだ」の割合は低下傾向にあります。また、「夫も家事や育児を平等に分担すべきだ」の割合は8割を超えています（図表3-4-28）。

【図表3-4-28 性別役割に関する考え方の各項目への賛否の分布（女性）】



(備考)

1. 国立社会保障・人口問題研究所「全国家庭動向調査」より作成。
2. 調査実施年は次のとおり。 第1回：1993年 第2回：1998年 第3回：2003年 第4回：2008年 第5回：2013年 第6回：2018年。
3. 集計対象は配偶者のいる女性。
4. 四捨五入の関係で割合の合計が100にならない場合がある。「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」の値を合わせたのが「賛成」の値だが、四捨五入の関係で「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計値と一致しない場合がある。

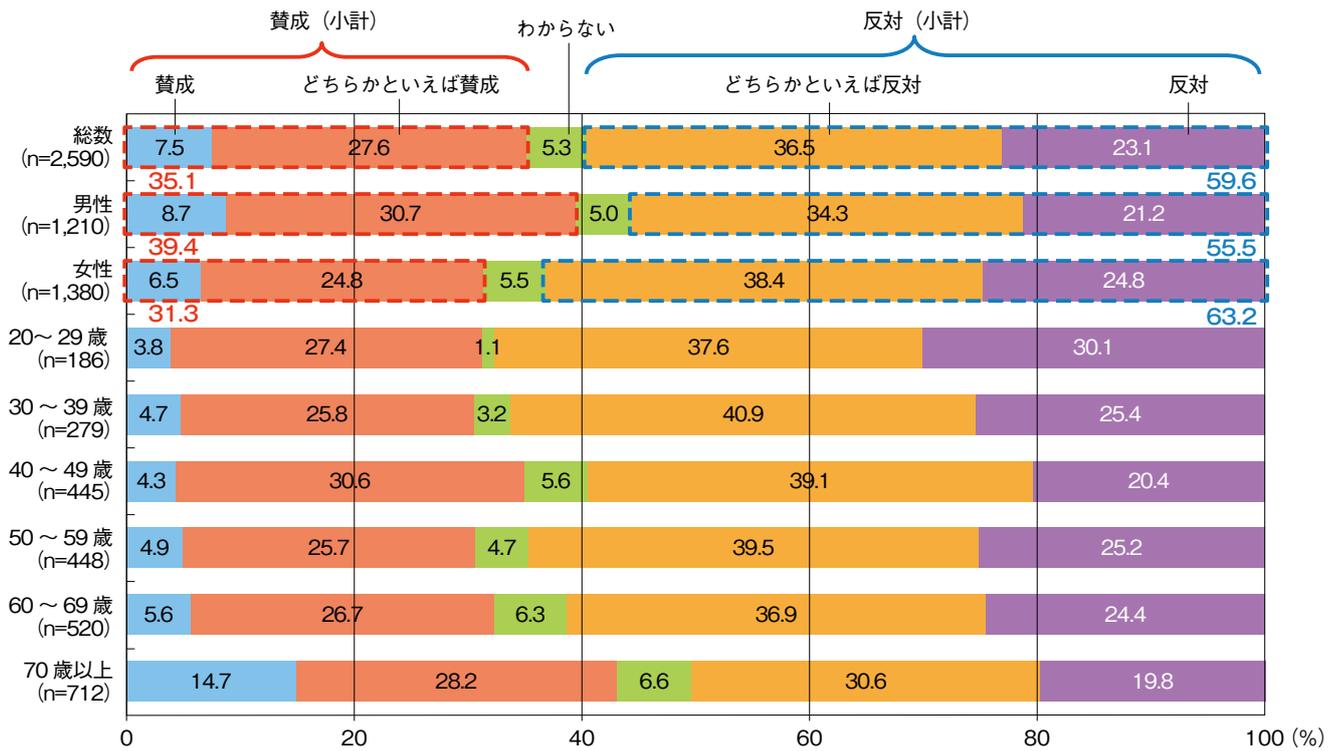
6. 夫は外で働き、妻は家庭で守るべきであるという考え方に対する意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方、いわゆる固定的性別役割分担意識は、「賛成」は35.1%と、1979年に調査を始めて以来、過去最少の割合となりました。「反対」は59.6%と

なり、過去最大の割合となりました。これまで長期的には「賛成」が減少傾向、「反対」が増加傾向となっています。

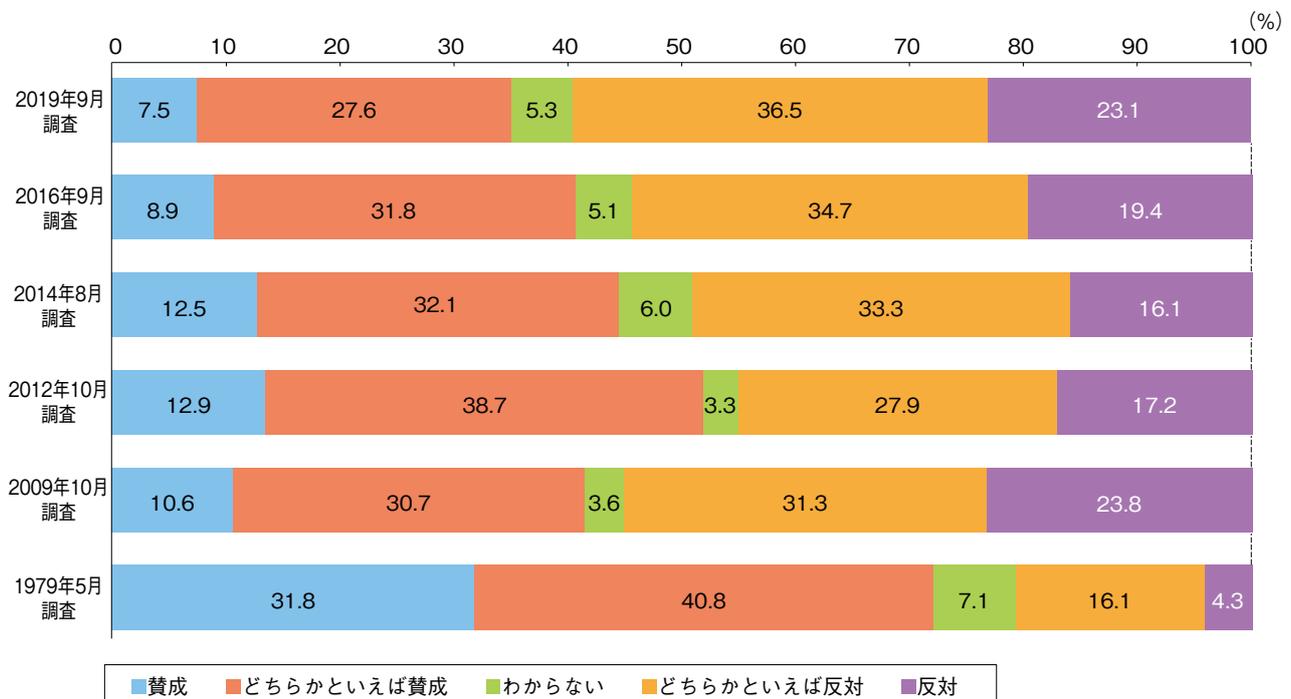
世代別に見ると、「賛成」の割合が最も多いのは70歳以上の層が42.9%、次いで40歳代の34.9%となりました。「反対」の割合が最も多いのは20歳代が67.7%、次いで30歳代が66.3%となりました(図表3-4-29)。

【図表3-4-29 夫は外で働き、妻は家庭で守るべきであるという考え方に対する意識】



(備考)
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(2019年9月調査)より作成。

【参考 夫は外で働き、妻は家庭で守るべきであるという考え方に対する意識の変化】



(備考)
1. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(2019年9月、2016年9月、2012年10月、2009年10月調査)、内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」(2014年8月調査)、総理府「婦人(I部)に関する世論調査」(1979年5月調査)より作成。
2. 20歳以上の集計結果。

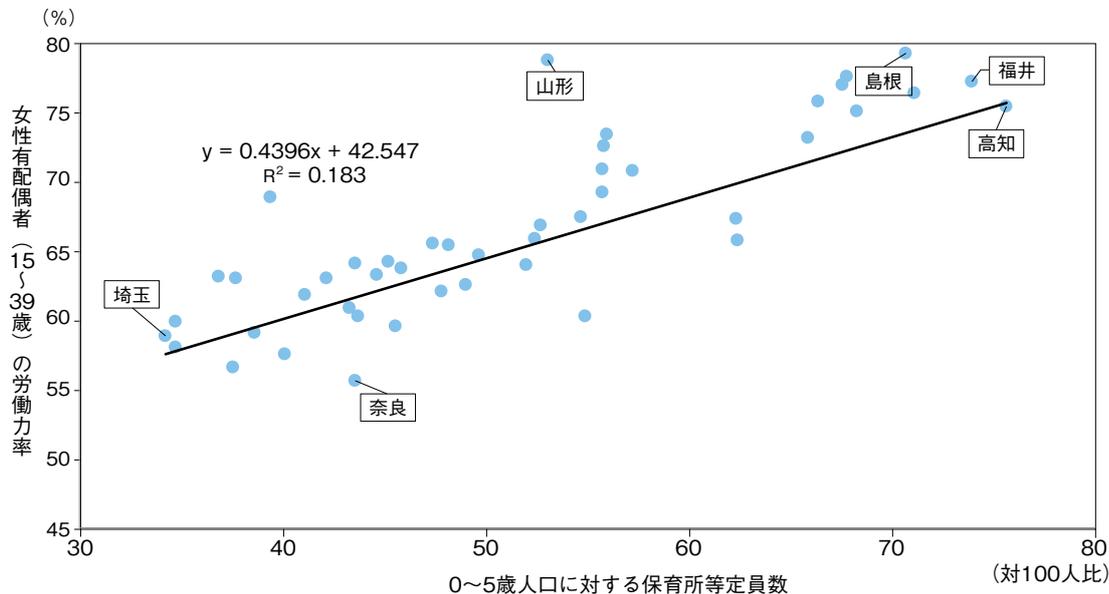
7. 女性の就業継続と保育サービスの関係

仕事と生活の両立を図るため、保育サービスの充実が重要な課題です。

0～5歳人口に対する保育所等定員数と、女性有配偶者の労働力率の間には、正の関係性が見られません（図表3-4-30）。

また、小学1～6年生の就学児童数に対する放課後児童クラブ登録児童数と、女性有配偶者の労働力率の間にも、正の関係性が見られます（図表3-4-31）。

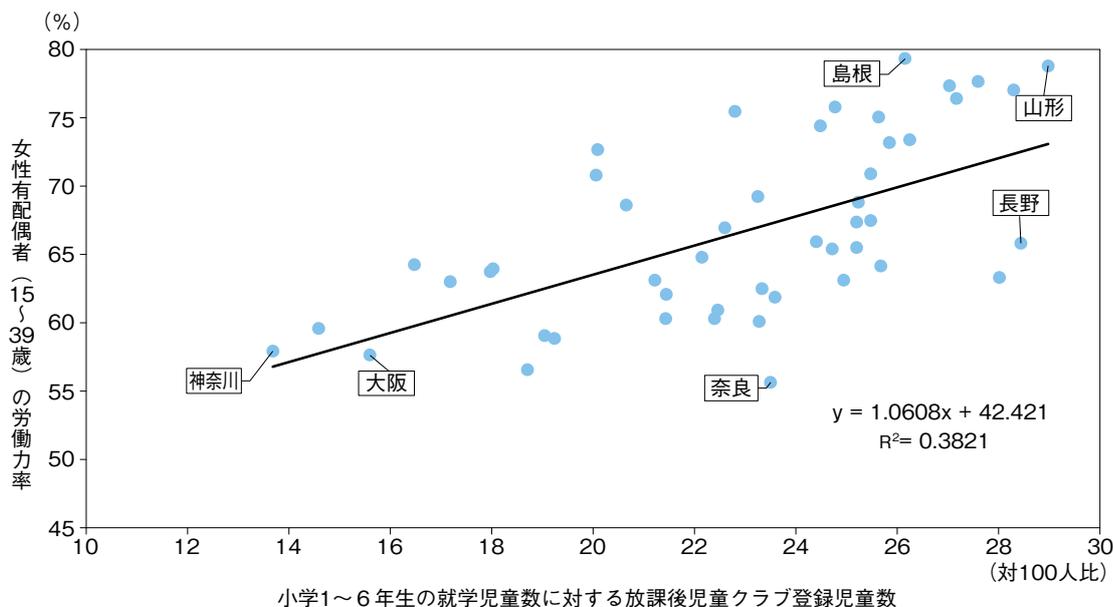
【図表3-4-30 都道府県別の女性の労働力率と保育所等定員数の関係】



（備考）

1. 都道府県別の女性有配偶者（15～39歳）の労働力率と都道府県別の就学0～5歳人口に対する保育所等定員数をプロットしたもの。
2. 女性有配偶者（15～39歳）の労働力率及び0～5歳人口は、総務省統計局「国勢調査」（2015年）による。労働力の算出に際しては、分母「女性有配偶者（15～39歳）の人口」から「労働力状態（不詳）」を除いている。
3. 保育所等定員数は、厚生労働省「福祉行政報告例」による2019年4月1日現在の数値（概数）。定員は、保育所と幼保連携型認定子ども園（号・3号認定）の利用定員の合計値（子ども・子育て支援法による利用定員）。

【図表3-4-31 都道府県別の女性の労働力率と放課後児童クラブ登録児童数（小学1～6年生）の関係】



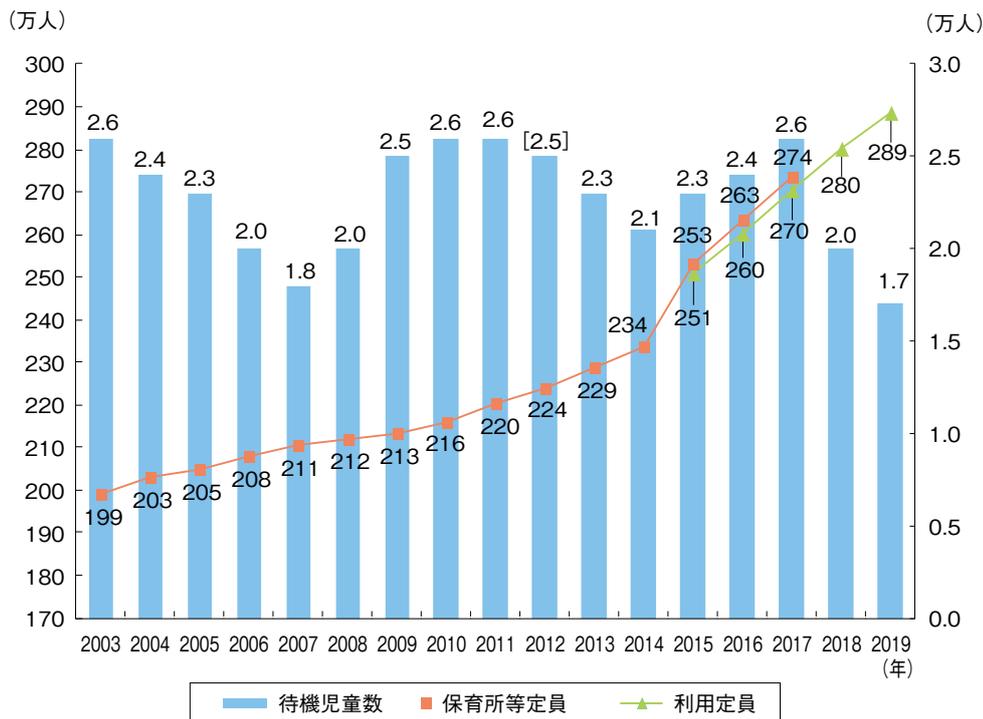
（備考）

1. 都道府県別の女性有配偶者（15～39歳）の労働力率と小学1～6年生の都道府県別の就学児童数に対する放課後児童クラブ登録児童数をプロットしたもの。
2. 女性有配偶者（15～39歳）の労働力率は、総務省統計局「国勢調査」（2015年）による。労働力の算出に際しては、分母の「女性有配偶者（15～39歳）の人口」から「労働力状態（不詳）」を除いている。
3. 放課後児童クラブ登録児童数は、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（5月1日現在）」（2019年）の数値。
4. 就学児童数は、文部科学省「学校基本調査（確報値）」による2019年5月1日現在の数値。

保育所等の定員数は年々増加し、2019年には289万人になり、待機児童の数についても前年から減少

し、約1.7万人となっています（図表3-4-32）。

【図表3-4-32 待機児童数と保育所等定員の推移】



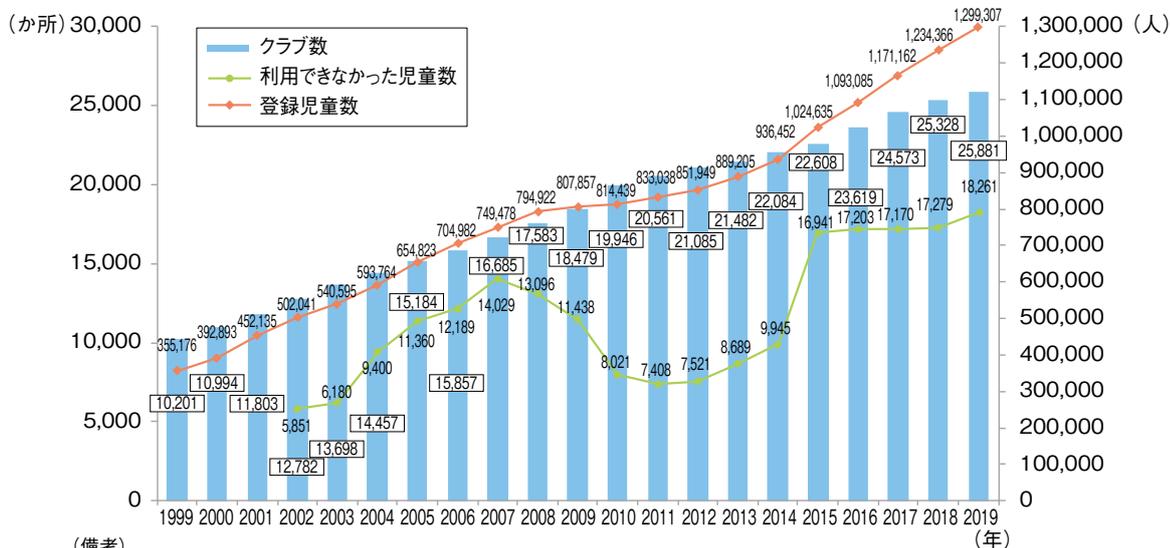
(備考)

- 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」より作成。
- 2011年の数値については、東日本大震災の影響によって調査を実施できなかった岩手県、宮城県、福島県の8市町（岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町）を除いている。
- 「保育所等定員」について、2015年より、同年4月から施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の数値も含んでいる。
- 保育所等定員は、2014年以前は、認可定員。2015～17年は赤い線は保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育及び居宅訪問型保育事業の認可定員並びに幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の利用定員、青い線はすべて利用定員。2018年以降は、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用定員。

放課後児童クラブについては、クラブ数及び登録児童数は年々増加しているものの、2015年度より対象児童が「概ね10歳未満」から小学6年生まで拡大されたこと等により、クラブを利用できなかった児童数（待機児童数）は2015年から2018年まで17,000人前後で推移していましたが、2019年には前年より増加し、18,261人となりました（図表3-4-33）。

た児童数（待機児童数）は2015年から2018年まで17,000人前後で推移していましたが、2019年には前年より増加し、18,261人となりました（図表3-4-33）。

【図表3-4-33 クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



(備考)
 1. 厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（5月1日現在）」（2019年）より。
 2. 2011年の数値は、東日本大震災の影響で調査を実施できなかった岩手県、福島県の12市町村を除いて集計。

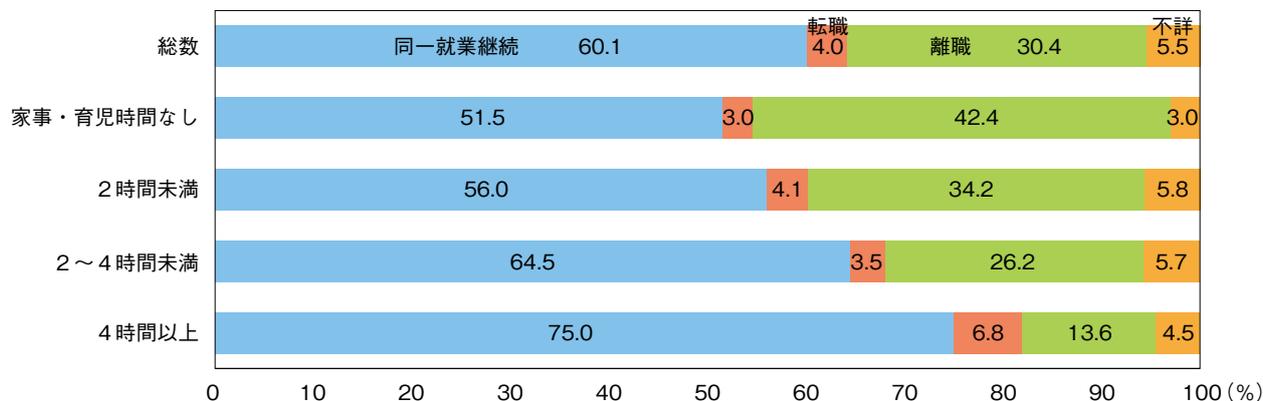
8. 男性の家事・育児への参画をめぐる状況

仕事と家庭の両立は、男女を問わず推進していくことが求められる課題です。父親が子育ての喜びを実感し、子育ての責任を認識しながら、積極的に子育てに関わるよう促していくことが一層求められて

います。

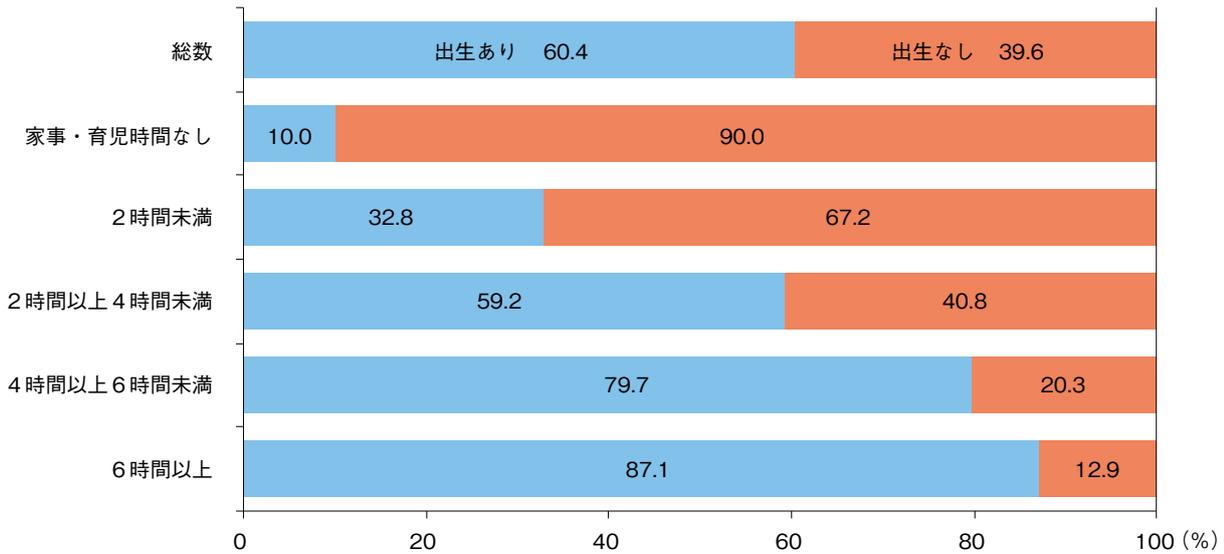
妻の出産後の夫の平日の家事・育児時間と妻の就業継続の割合には正の関係性が見られます（図表3-4-34）。このように、男性が子育てや家事に関わっていくことが女性の継続就業を後押しすることにもつながります。また、夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生割合には正の関係性が見られません（図表3-4-35）。

【図表3-4-34 夫の家事・育児時間（平日）別出産後の妻の就業継続状況】



(備考)
 1. 厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査（2002年成年者）の概況」（調査年月：2015年11月）より作成。
 2. 集計対象は、以下の①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。
 ①第1回調査から第14回調査まで双方が回答した夫婦
 ②第1回調査時に独身で第13回調査までの間に結婚し、結婚後第14回調査まで双方が回答した夫婦
 ③妻が出産前に仕事ありで、かつ、「女性票」の対象者で、この13年間に子どもが生まれた夫婦
 3. 13年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
 4. 家事・育児時間の「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

【図表3-4-35 子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみたこの13年間の第2子以降の出生の状況】



(備考)

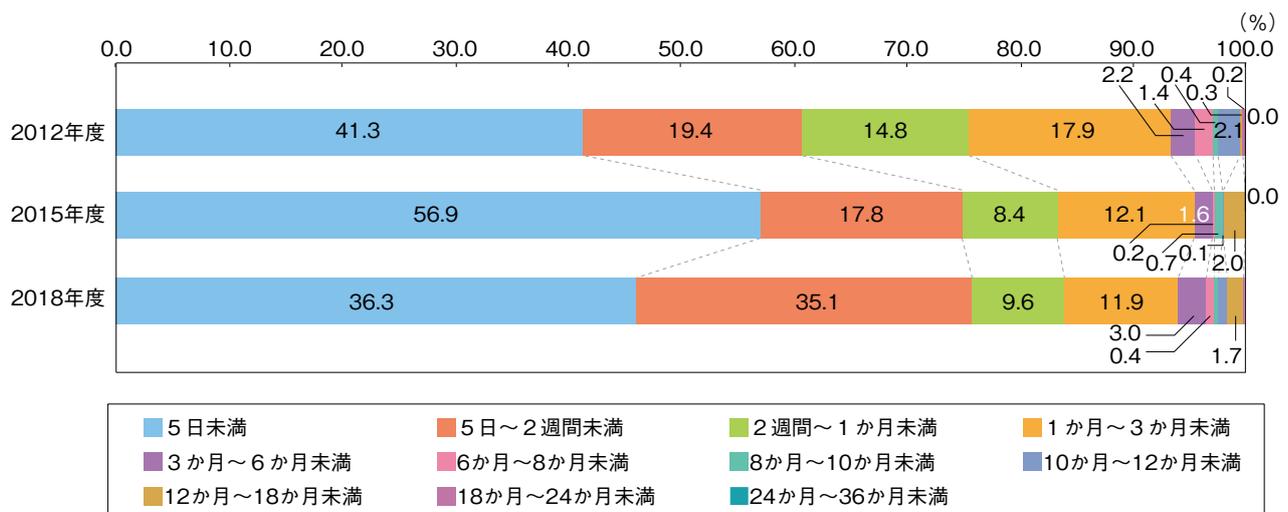
- 厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査(2002年成年者)」(調査年月: 2015年11月)より作成。
- 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の出生前データが得られていない夫婦は除く。
 - 第1回調査から第14回調査まで双方が回答した夫婦
 - 第1回調査時に独身で第13回調査までの間に結婚し、結婚後第14回調査まで双方が回答した夫婦
 - 出生前調査時に子どもが1人以上いる夫婦
- 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第13回調査時の状況である。
- 13年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
- 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

しかし、男性の育児休業取得率(民間企業)6.16%と非常に低い水準にとどまっています(図表3-4-6参照)。また、2017年4月1日から2018年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職した男性の育児休業取得期間は、「5日未満」(36.3%)が最も多く、1か月未満が8割を超えています。3年前と比較すると、5日未満の取得率が20.6ポイント低下し、その分5日～2週間未満の取得率

が17.3ポイント上昇しています(図表3-4-36)。

男性が育児休業等を取得しない理由としては、「会社で育児休業制度が整備されていなかったから」(23.4%)、「収入を減らしたくなかったから」(22.6%)、「職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから」(21.8%)などが多く挙げられています(図表3-4-37)。

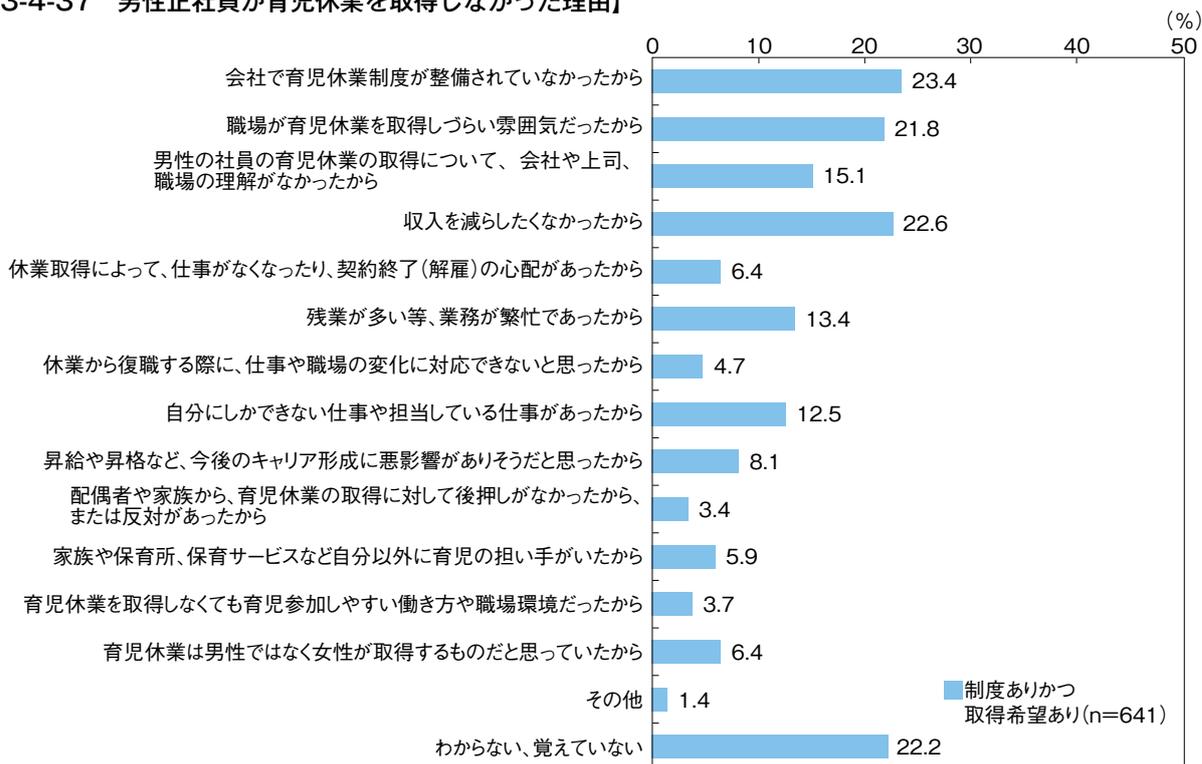
【図表3-4-36 育児休業後復職者の取得期間内訳(男性)】



(備考)

- 厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。
- 「育児休業後復職者」は、調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者をいう。

【図表3-4-37 男性正社員が育児休業を取得しなかった理由】



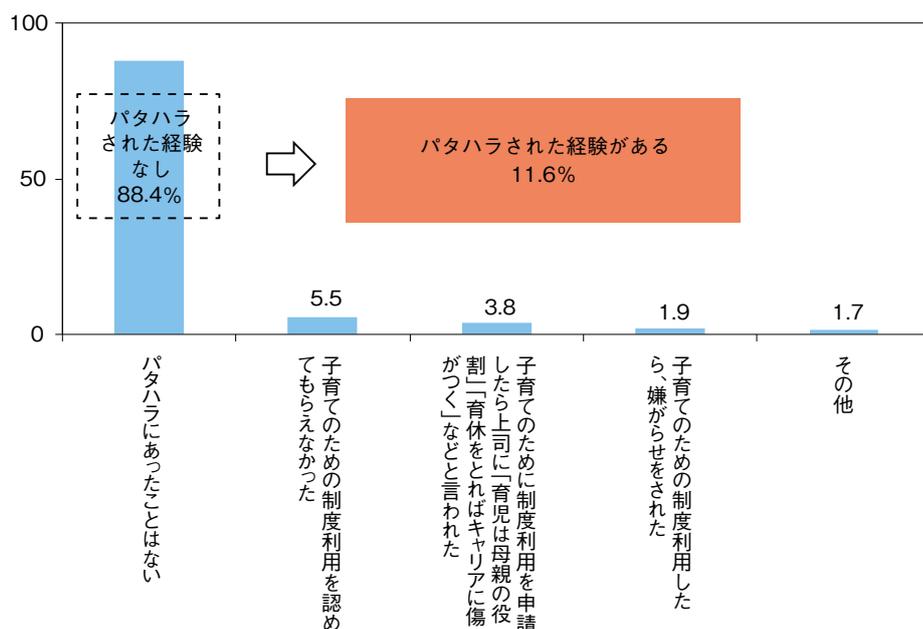
(備考)

- 厚生労働省委託事業「平成30年度仕事と育児の両立に関する実態把握のための調査研究事業 労働者調査 結果の概要」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)より作成。
- 末子妊娠時・男性(正社員) n=641、複数回答。

子をもつ男性労働者で、育児のための制度を利用することを妨げる行為等(いわゆる「パタニティハラスメント」)を受けた経験がある割合は11.6%であり、内容としては「子育てのための制度利用を認めてもらえなかった」、「子育てのために制度利用を

申請したら『育児は母親の役割』『育休を取ればキャリアに傷がつく』などと言われた」、「子育てのための制度利用をしたら、嫌がらせをされた」の順に多くなっています(図表3-4-38)。

【図表3-4-38 パタハラをされた経験の有無と内容(男性)】



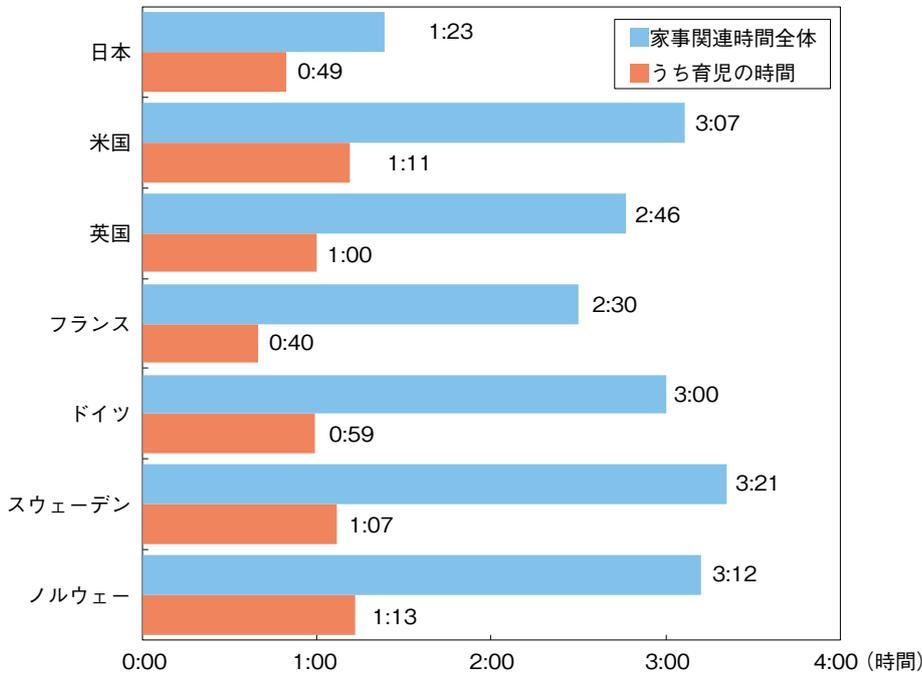
(備考)

- 日本労働組合総連合会「パタニティ・ハラスメント(パタハラ)に関する調査」(2013年)より作成。
- 集計対象は、20歳~59歳の男性有職者のうち、子がいる525名。

また、男性が子育てや家事に費やす時間を見ると、6歳未満の子どもをもつ夫の家事・育児関連時間（1日当たり）は83分となっており、先進国中最低の水準にとどまっています（図表3-4-7、図表3-4-39）。これを世帯の種類別に見ると、妻が無業

の世帯においては75分、共働き世帯においては84分となっており、妻の就業形態に関わらず、男性が家事・育児に費やす時間は低調にとどまっています（図表3-4-40）。

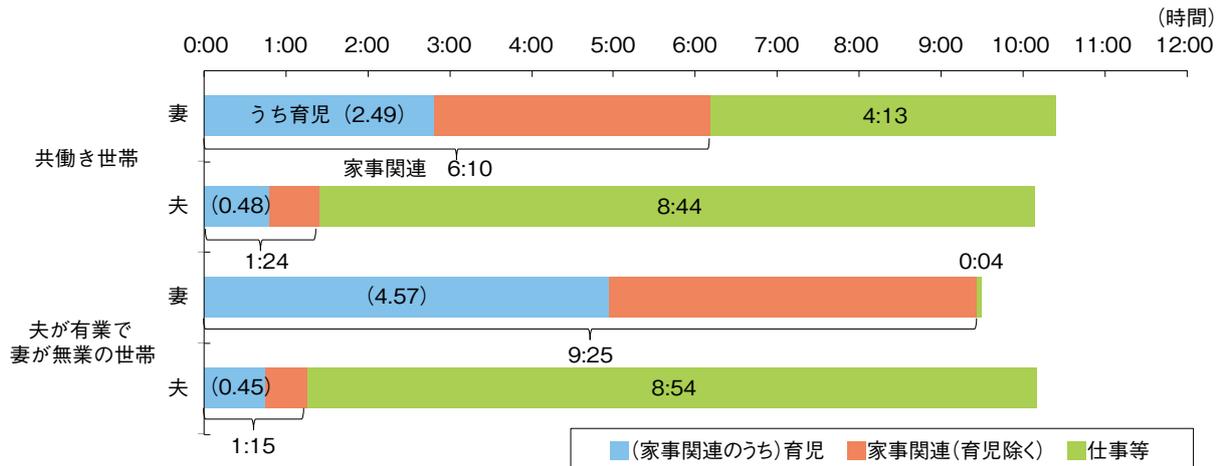
【図表3-4-39 6歳未満の子どもをもつ夫の家事・育児関連時間（1日当たり）－国際比較－】



（備考）

1. Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2018) 及び総務省「社会生活基本調査」(2016年)より作成。
2. 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体)である。

【図表3-4-40 6歳未満の子どもをもつ妻・夫の家事関連（うち育児）時間、仕事等時間（週全体）】



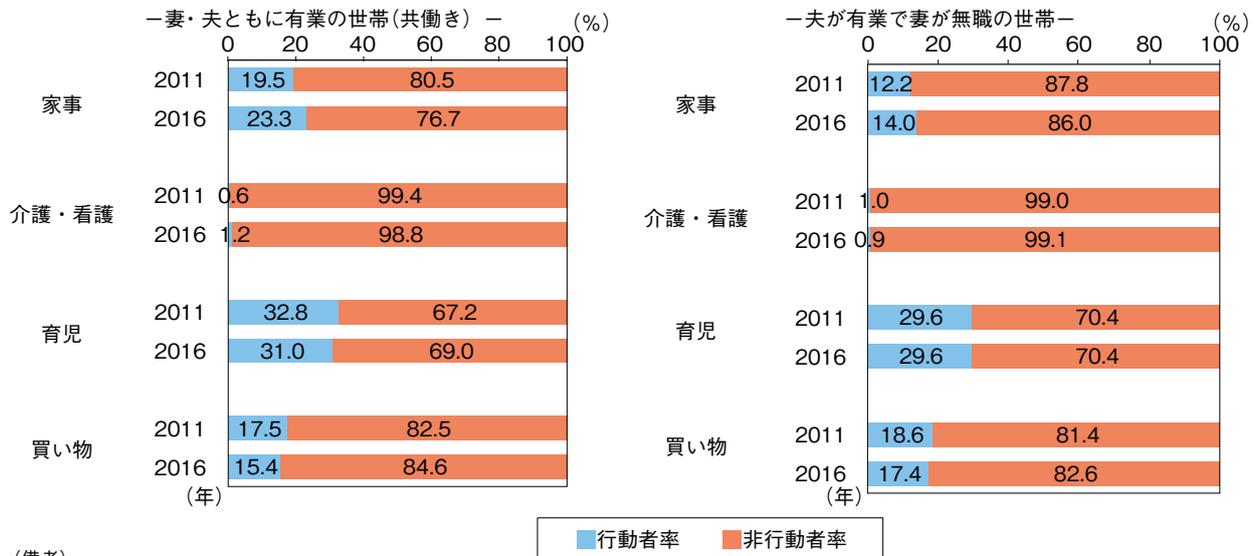
（備考）

1. 総務省「社会生活基本調査」(2016年)より作成。
2. 数値は夫婦と子供の世帯における6歳未満の子どもを持つ妻・夫の1日当たりの家事関連(うち育児)時間と仕事等時間(週全体)。
 ※家事関連時間 …… 「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間。
 仕事等時間 …… 「仕事」、「学業」、「通勤・通学時間」の合計時間。

男性が子育てや家事を行っているかどうかについては、社会生活基本調査において、調査期間中に該当する種類の行動をした人の割合を「行動者率」として算出しています。6歳未満の子どもをもつ夫の「家事」の行動者率を見ると、ここ数年で上昇していますが、共働き世帯でも、約8割の男性が全く※「家事」を行わず、約7割の男性が全く「育児」を行っていません（図表3-4-41-①）。一方で、共働き世

帯の6歳未満の子どもをもつ夫の「家事」及び「育児」の行動者の平均時間（1日当たり）は、「家事」で90分、「育児」で146分であり、妻が無業の世帯に比べてやや長くなっています（図表3-4-41-②）。
（※）社会生活基本調査においては、15分単位で行動を報告することとなっているため、短時間の行動は報告されない可能性があることに留意が必要。

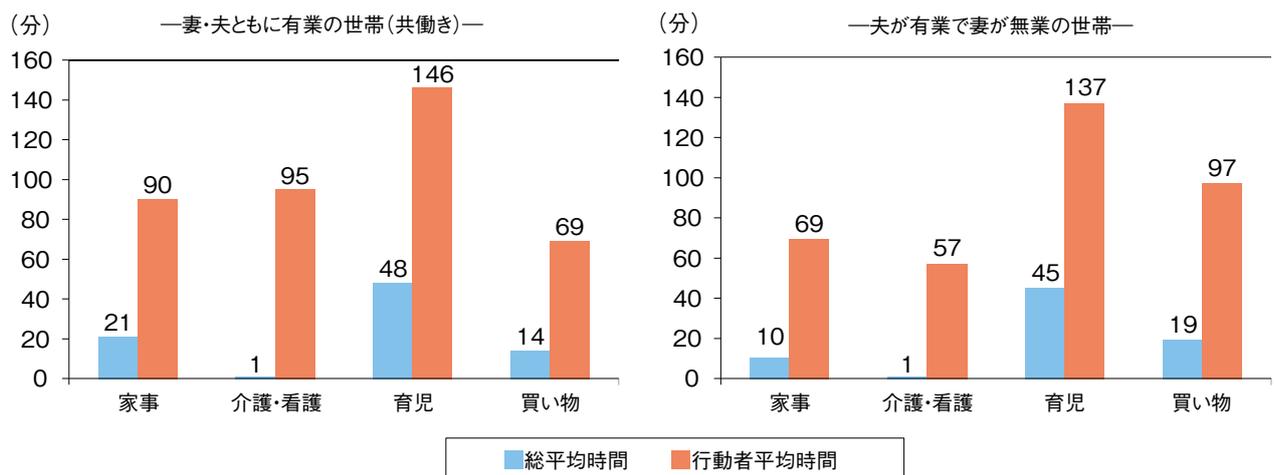
【図表3-4-41-① 6歳未満の子どもをもつ夫の家事関連の行動者率】



(備考)

- 総務省「社会生活基本調査」より作成。
- 数値は「夫婦と子供の世帯」における6歳未満の子どもをもつ夫の1日当たりの家事関連の行動者率(週全体)。
※行動者率・・・該当する種類の行動をした人の割合(%)
※非行動者率・・・100%-行動者率で算出している。

【図表3-4-41-② 6歳未満の子どもをもつ夫の家事関連時間（総平均時間と行動者平均時間）】



(備考)

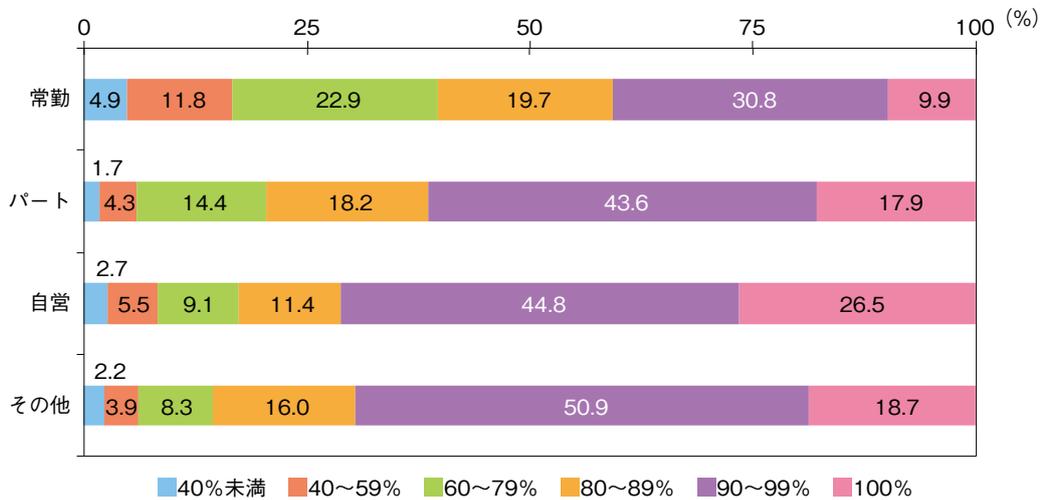
- 総務省「社会生活基本調査」(2016年)より作成。
- 数値は「夫婦と子供の世帯」における6歳未満の子どもをもつ夫の1日当たりの家事関連の総平均時間と行動者平均時間(週全体)。
※総平均時間・・・該当する種類の行動をしなかった人を含む全員の平均時間
※行動者平均時間・・・該当する種類の行動をした人についての平均時間

妻の従業上の地位別に妻の家事分担割合をみると、妻が「常勤」の場合、それ以外と比較して相対的に低い状況ではありますが、それでも約60%の妻が家事の80%以上を担っており、100%を担っている妻も9.9%になっています。また、「パート」、

「自営」、及び「その他」では、8割前後の妻が家事の80%以上を担っています（図表3-4-42-①）。

妻の従業上の地位別に育児分担割合をみると、妻が「常勤」の場合も、5割以上の妻が育児の80%以上を担っています（図表3-4-42-②）。

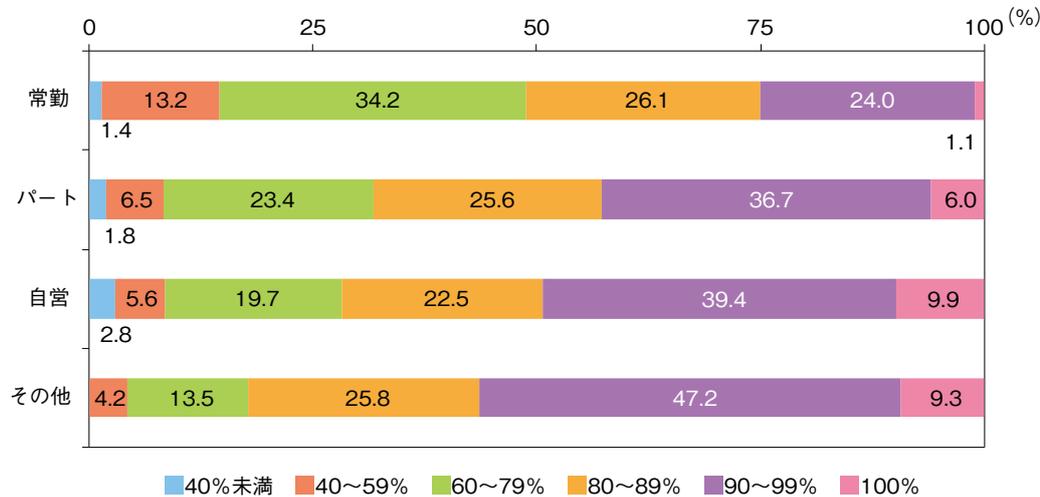
【図表3-4-42-① 妻の従業上の地位別にみた妻の家事分担割合の分布】



(備考)

1. 国立社会保障・人口問題研究所「第6回全国家庭動向調査」(2019年)より作成。
2. 調査の実施は2018年。
3. 有配偶で年齢が60歳未満の女性(2,980名)について集計。
4. 「自営」には家族従業者を含む。「その他」の大多数は仕事を持たないいわゆる専業主婦である。

【図表3-4-42-② 妻の従業上の地位別にみた妻の育児分担割合の分布】



(備考)

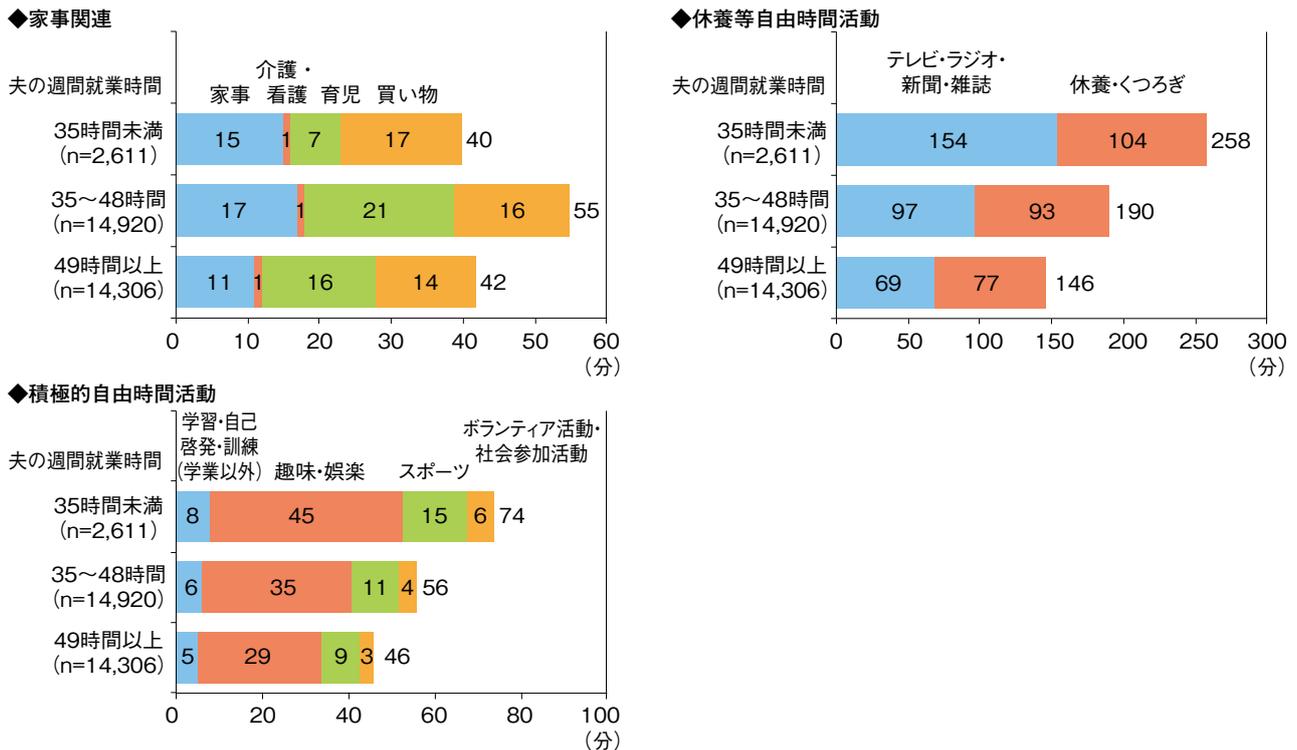
1. 国立社会保障・人口問題研究所「第6回全国家庭動向調査」(2019年)より作成。
2. 調査の実施は2018年。
3. 有配偶で年齢が50歳未満で子どもがおり、12歳未満の子とも同居している女性(1,089名)について集計。
4. 「自営」には家族従業者を含む。「その他」の大多数は仕事を持たないいわゆる専業主婦である。

9. 男性の家事・育児への参画と長時間労働の関係

男性の家事・育児への参画が進まない理由として、子育て世代の男性の長時間労働が指摘されています。実際、子育て世代の男性の長時間労働の割合は他の年代に比べ、高くなっています（図表3-3-10参照）。

そして夫の労働時間別に1日当たりの行動時間を見ると、週労働時間が49時間以上では、育児を含む家事関連時間が35～49時間未満の場合と比較して短い傾向が見られます。他方、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」を含む休養等自由時間活動や「趣味・娯楽」を含む積極的自由時間活動については、労働時間が短くなると行動時間が長くなる傾向が見られます（図表3-4-43）。

【図表3-4-43 夫の週間就業時間別にみた1日当たりの行動時間（有業の夫と妻の世帯）】



（備考）

- 総務省「社会生活基本調査」（2016年）より作成。
- 数値は夫婦と子供の世帯における有業の夫の1日当たりの行動時間（週全体）。

※子どもは、年齢にかかわらず未婚の者が対象。

※行動の区分について

- ・家事関連 …… 「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」
- ・休養等自由時間活動 …… 「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」、「休養・くつろぎ」
- ・積極的自由時間活動 …… 「学習・自己啓発・訓練(学業以外)」、「趣味・娯楽」、「スポーツ」、「ボランティア活動・社会参加活動」